

社会福祉法人にしあがつま福社会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人にしあがつま福社会（以下「当法人」という）定款第23条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長については、報酬及び通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に次のとおり、費用を弁償する。
 1. 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償
交通費として距離1kmあたり20円を支給する。(10円未満繰上)
 2. 監事が、監査を実施した場合の費用弁償
交通費として距離1kmあたり20円を支給する。(10円未満繰上)
- (3) 非常勤役員が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊費、食卓料）を支給する。

(報酬等の算定方法)

第3条 理事長に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 通勤手当については、準職員取扱要領第19条の規定に準ずる額

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬等の支給時期は、毎月20日締め月末払いとする。

- 2 非常勤役員に対する費用弁償は、当該会議に出席した都度、支給する。

(端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は平成29年4月1日より施行する。

別表1 理事長の報酬表 (単位：円)

| | 日額 |
|---------------------|-------|
| 理事会等会議への出席 | 4,000 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 4,000 |